

公 告

「武雄市新文化交流施設エリア整備基本設計業務」について、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を行いますので、提出方法及び受付の期間を次のとおり公告します。

令和5年5月19日

武雄市長 小 松 政

1 業務の概要

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 1 発注機関名  | 武雄市（こども教育部文化課）                      |
| 2 業務名    | 武雄市新文化交流施設エリア整備基本設計業務               |
| 3 業務場所   | 武雄市武雄町大字武雄                          |
| 4 業務内容   | 新文化交流棟建設工事基本設計<br>新文化交流施設周辺緑地整備基本設計 |
| 5 業務予定期間 | 契約締結日から令和6年1月31日まで                  |
| 6 契約上限額  | 41,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）         |

2 参加資格に関する事項

本業務に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 令和5年度及び令和6年度入札資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 佐賀県内に本店を有する建築士事務所（建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けているものに限る。）を1者以上有し、かつ2者で構成する共同企業体であること。
- 4 共同企業体の出資比率は、代表者の出資比率が最大になるものとし、かつすべての構成員の出資比率が30%以上であること。
- 5 共同企業体の存続期間は以下によること。
  - ・本業務を受託した場合 委託契約の履行後3か月を経過した日まで
  - ・本業務を受託しなかった場合 委託契約の受託者が確定した日まで
- 6 共同企業体の建築事務所に、建築士法第2条に定める一級建築士が合計5名以上所属し、常勤の者であること。
- 7 共同企業体の代表者は、次の条件を満たすこと。
  - ・佐賀県内に本店を有する建築士事務所であること。
  - ・公告日時点において3か月以上の常勤である一級建築士が3名以上所属すること。

- ・元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。以下略）として、平成25年4月1日以降に完成した主要な用途が事務所等の用に供する建物（以下「事務所等」という。）で、主要な建物の延べ面積が1,000㎡以上の新築、増築及び改築工事の建築設計業務の実績を有すること。ただし、増築及び改築の場合は、当該増築及び改築工事の面積が1,000㎡以上でなければならない。  
※事務所等の用に供する建物とは、建築基準法別表第一（一）から（四）までに定める用途（共同住宅は除く。）に供する施設とする。なお、官民による発注形態は問わない。

(8) 共同企業体の代表者以外の構成員は、下記の要件を満たすこと。

- ・公告日時点において3か月以上の常勤である一級建築士が1名以上所属すること。

9 本業務の参加表明書提出期限から開札日までの期間中、佐賀県及び県内市町の委託業務にかかる指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

10 本業務の優先交渉権者の決定までの間に会社更生法及び民事再生法並びに破産法の規定に基づく申し立てがなされていないこと。

### 3 参加希望者提出書類及び一次審査提出書類

#### 1 参加希望者提出書類

- ・参加表明書（様式1）

#### 2 一次審査提出書類

- ・誓約書（様式2）
- ・事務所及び管理技術者の実績調書（様式3）
- ・建設関連共同企業体協定書（様式4）
- ・建設関連共同企業体編成表（様式5）
- ・事務所の業務実績一覧（様式6）
- ・管理技術者・担当技術者一覧（様式7）
- ・管理技術者等の主要業務実績（様式8-1、様式8-2、様式8-3）
- ・管理技術者・担当技術者の手持ち業務一覧（様式9）
- ・CPD取得単位の状況一覧（様式10）
- ・協力事務所及び関連業者名簿（様式11）

### 4 参加希望者提出書類及び一次審査提出書類の受付期間等

#### (1)参加希望者提出書類（様式1）の受付期間

令和5年5月19日から令和5年6月8日（休日除く）9時から17時

#### (2)一次審査提出書類（様式2から様式11）の受付期間

令和5年5月19日から令和5年6月13日（休日除く）9時から17時

### 3 受付場所

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和12-10

武雄市 こども教育部 文化課 新文化交流拠点整備室

電話 0954-23-9181

#### (4) 受付方法

持参又は郵送（郵送の場合配達日時指定、配達記録が残る方法）

### 5 一次審査（ヒアリング要請者選定）の実施方法

1 提出書類による一次審査を行い、ヒアリング要請者選定通知を令和5年6月19日までに通知する。

4 本業務の技術提案を提案できるのは、ヒアリング要請者選定通知を受けたものに限る。

5 非選定通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（休日除く）以内に書面（様式任意）により、発注者に対して選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

6 上記の説明を求められた発注者は、説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に書面により回答する。

### 6 技術提案提出書類

(1) 技術提案提出書（様式13）

(2) 技術提案書（様式14）

(3) 取組体制説明書（様式15）

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（様式16）

### 7 技術提案提出書類の受付期間等

(1) 受付期間

令和5年6月19日から令和5年7月18日（休日除く）9時から17時

(2) 受付場所、受付方法は参加希望提出書類と同様とする。

### 8 二次審査の実施方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を行う。なお、ヒアリング日時については別途通知する。

(2) ヒアリングの出席者は、管理技術者及び担当技術者とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) ヒアリングに出席しない場合、受注意思がないものとみなし、選定対象外とする。ただし、病気、交通事故等の真にやむを得ないと判断される場合はこの限りではない。この

場合、ヒアリングは別途協議する。

#### 9 設計候補者選定結果の通知等について

(1) 令和5年7月下旬までに最も適した設計候補者を選定し通知を行う。また、選定した者と契約額等の協議成立後、随意契約を締結する。

(2) 選定されなかった者に対しては、理由等を明記し通知を行う。

なお、通知した日の翌日から5日（休日除く）以内に書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

上記の説明を求められた発注者には、説明を求めることができる最終日から起算して5日（休日除く）以内に書面により回答する。

#### 10 その他

(1) 本業務に要した経費の報酬は、無償とする。

(2) 技術提案書等の著作権は参加者に帰属するが、公表等の無償使用について参加者は承諾するものとする。

(3) 提出期間以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。また、提出書類に記載した技術者は、特別な場合を除き変更できない。

(4) 提出された書類等は返却しない。

(5) 問い合わせ

本業務に関する質疑等は、次により書面（様式12）にて、FAX又は電子メールで問い合わせること。

(期間)

- ・参加希望者提出書類及び一次審査提出書類に関すること

令和5年5月19日から令和5年6月5日 9時から17時（休日除く）

- ・技術提案提出書類に関すること

令和5年6月19日から令和5年7月6日 9時から17時（休日除く）

(問い合わせ先)

武雄市役所 こども教育部 文化課 新文化交流拠点整備室

電話番号：0954-23-9181 FAX：0954-23-9811

Eメール：bunka@city.takeo.lg.jp

(質疑に対する回答)

質疑書を受理した場合、速やかに書面、電子メールで回答し、武雄市のホームページ上で閲覧に供する。